



# 秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

( [redacted] ) に返還すると  
の従来の方式を変更すべき十分な理由を見出し  
得ない。

(2) 上記「遺族ないし縁故者」とは、韓国民法  
第777条に規定されている「親族」とする。

(3) 返還を希望する者には、死没者との身分  
関係を明らかにすることができる戸籍謄本（又は  
抄本）、本人の現住地を明らかにする書類  
を提出させることとし、具体的返還要請を受け  
たのうち当方における審査の見通しを立えた上で  
返還期日、[redacted] 輸送要領等を決定する  
ものとする。なお返還実施にあたっては、事前に韓  
国政府に返還遺骨名(リスト)を通報するものとす  
る。

秘密指定解除

公文書監理室

—秘— 3

2. 22日 北東アジア課長は 在京韓国大使館 島一  
等書記官に対し、1月25日の本件に関する韓国側提  
案に対する ~~本~~ 当方回答を上記1.のライン ~~に~~ により口  
~~頭~~ 頭で ~~述べ~~ <sup>伝</sup> えた。これに対し先方は本回 ~~本~~ 答  
が予想外であり、特に64年頃の野田北東アジ  
ア課長と在京韓国大使館 <sup>シマエト</sup> コウ課長、及び66年頃  
の在ソウル島本一等書記官と <sup>新</sup> 崔東北ア州課長の間  
で進められていた本件交渉の経緯からして、韓国出  
身者の遺骨を韓国へ一括返還 <sup>ほ</sup> することについて <sup>日</sup>  
本側に全く異存がないものと理解しており、また  
1948年には6000体の一括返還 <sup>本</sup> された経緯を指  
摘するとともに、22日に韓国では本問題の経費と  
して3000万ウォンを予備員から支出する件 ~~本~~ の  
閣議決定された程でありから、かかる回答は本国

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

4

において極めて「エクスポジション」であり、重大な結果を  
もたらすおそれがある~~と再検討~~ <sup>との理由を以て</sup> 当方に再検討  
を ~~申し出た。~~ <sup>求め</sup> した。

~~この~~ <sup>この</sup>点につき、当方は、本件の長年月にわ  
たる交渉の過程において、試案乃至アイデア

として各種の案が検討されたことはあるが、

韓国出身者の遺骨~~を~~ <sup>を</sup>韓国へ一括返還する案を

日本側から正式提議した事実は ~~見当たらない~~ <sup>ない案であり</sup>

6,000柱の一括返還の事実があったとしても、これ

はGHQ~~の~~ <sup>の</sup>指令下に行われたことでもあり、現在

の問題の~~先~~ <sup>先</sup>側とは「お詫言ひ」旨反論し、この回答

は ~~国内の法~~ <sup>国内の法</sup> ~~律上の理由が~~ <sup>律上の理由が</sup>

ら生れたもので ~~再検討の余地~~ <sup>再検討の余地</sup>

はない旨述べた。さらに当方~~は~~ <sup>は</sup> 私見である

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

5

と前置きして、

従って韓国側が今回の韓国側提案に固執

し、或いは現時点においてどうしても抜本的

な解決をはからねばならないというのなら、

このことをどう考へるか

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

6

(b) (c)。

先方は法律上の遺骨の遺族への帰属主義は

外国人の場合普通の国内問題とことなり必ず

しも適用されないのではないか等と述べた。

先方は、日本側の回答が慎重に検討された結果であることは認めるが、何とか再検討してもらえないかと繰り返し要請したので、わが方方針の変更は期待し得ないが、この際過去の経緯等を念のため再調査して、再度話しあうことには異存ない旨答へ、~~27~~<sup>27</sup>日に再会することにした。以上の彼我の応酬振りについては、韓国側でも本国に報告するとのことであったので、その際はわが方針の変更は期待しがたい旨を本国へ確実に伝達するよう念を押しておいた。

③ 本件の基本方針を定めるにいたつた 法的側面は

次のとおりであるので ~~御~~ 参考まで。

(1) 遺骨の帰属については、法律上明文規定はない

が、一般に祭祀を行なう者に帰属すると考へるの

が慣習上妥当であるとされている。

(2) かかる考へ方に従えば、旧軍人・軍属であった韓

国人の遺骨も同様に、祭祀を行なう者に帰属す

ると考へるのが妥当である。

(3) 厚生省は使用者責任により本件遺骨を保管し

ているとの見方もあるが、むしろ民法の事務管理に

近いと判断されており、遺骨をその正当な帰属者

に引渡すまで善管義務を負うものと思われる。

(4)

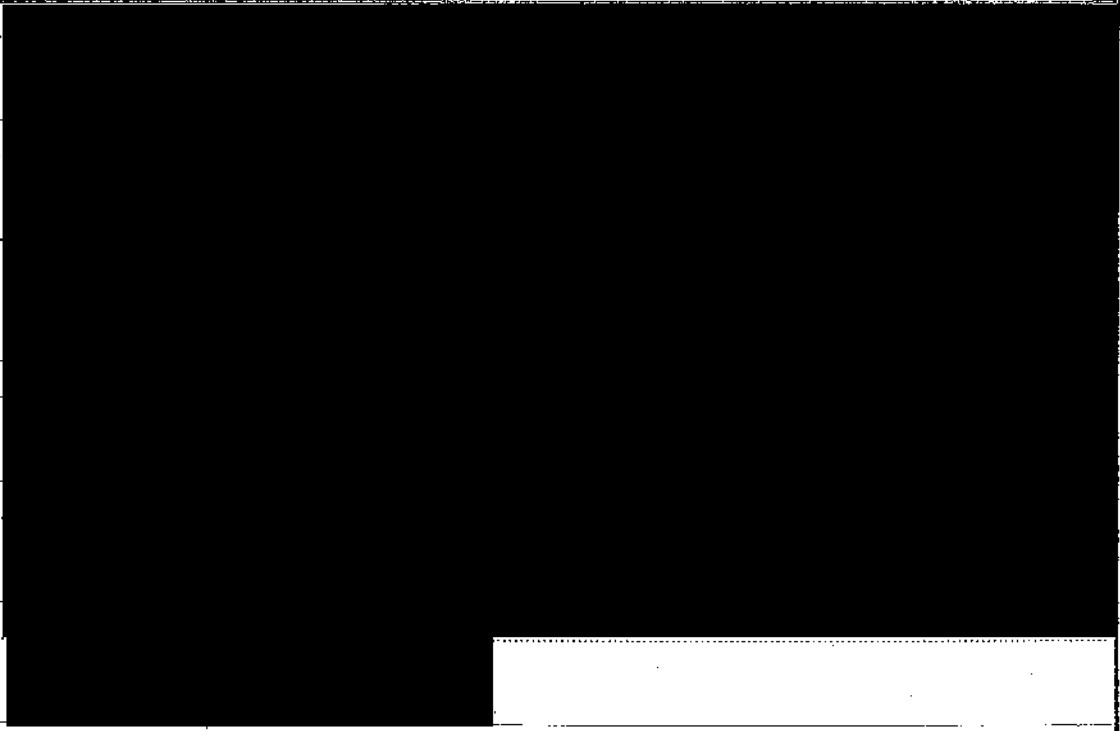


秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

9



釜山へ転電した。

(3)